

# 山梨県公報

号外第七十七号

平成二十三年

九月三十日

金 曜 日

## 目 次

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	.....
山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び山梨県希少野生動物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	.....

## 規 則

### 山梨県規則第二十六号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。  
平成二十三年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県税条例施行規則の一部改正)

**第一条** 山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第三号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削り、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

(山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

**第二条** 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第六条第三号中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同条第四号中「第十五条第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

山梨県公報号外 第七十七号 平成二十三年九月三十日

**第三条** 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削る。

(山梨県景観条例施行規則の一部改正)

**第四条** 山梨県景観条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正)

**第五条** 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の二の項イ中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項ロ中「第二十条」を「第三十八条」に、「すべて」を「全て」に改め、同表四の項イ、ロ及び二、同表十一の項イ及びロ、同表十七の項、同表十八の項並びに同表十九の項イ中「すべて」を「全て」に改める。

(山梨県希少野生動物種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

**第六条** 山梨県希少野生動物種の保護に関する条例施行規則(平成二十年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

### 山梨県規則第二十七号

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び山梨県希少野生動物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十三年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び山梨県希少野生動物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

**第一条** 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第

三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「放送事業」を「基幹放送の業務」に改める。

(山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

**第二条** 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則(平成二十年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号ヨ中「、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)第二条第一項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第一条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を削る。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定により有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が行う同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係るこの規則による改正後の山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則第四条第四号ヨの規定の適用については、なお従前の例による。